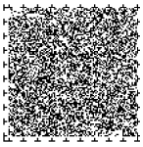
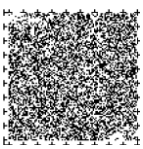
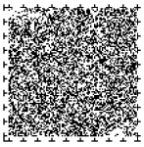
資料４

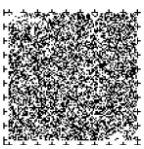


第3期
調布市特別支援教育推進計画
素案

調布市教育委員会







はじめに

令和９年３月
調布市教育委員会

目　次

第１章　第３期調布市特別支援教育推進計画の概要 2

１　策定の経緯 2
２　策定の目的 2
３　計画期間 3
４　計画の進行管理 3
５　各計画等との関係 3

第２章　現状と課題 4

１　国や東京都の動向 4
（１）国の動向 4
（２）東京都の動向 5
ア　東京都教育ビジョン（第５次） 5
イ　東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画 5
ウ　東京都子供・子育て支援総合計画（第３３期） 5
エ　東京都教育施策大綱 6
２　調布市の現状 7
（１）調布市の特別支援教育の現状 7
（２）第２期計画の成果と課題 8

第３章　基本理念と基本方針 14

１　基本理念 14
２　基本方針について 15

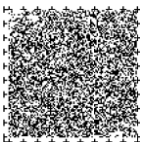
第４章　施策 16

１　施策の体系図 16
２　各施策について 18
（１）基本方針１　**すべての学校で子どものためにチーム学校による教育活動を進めます**
（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化） 18
（２）基本方針２　**すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します**（教員等の専門性の向上） 22
（３）基本方針３　**多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します**
（保護者・地域・関係機関との連携） 25

（４）基本方針４　**どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします**
（環境・体制整備）..... 27

資 料 編..... 30

１　調布市の特別支援教育を取り巻く動向..... 30
２　特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ..... 32
３　第３期計画の策定経緯..... 34
４　用語集 36



第1章　第3期調布市特別支援教育推進計画の概要

１　策定の経緯

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、平成２５年度に「調布市特別支援教育全体計画」を、平成２８年度に改訂版を策定しました。その後、令和元年度からは「調布市特別支援教育推進計画」、令和５年度からは「第２期調布市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

この間、国や東京都では、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組や合理的配慮の提供、子どもの意見表明の機会の確保など、特別支援教育を取り巻く制度や施策が進められています。

このたび、第２期計画が令和８年度をもって計画期間を終了することを受け、国や東京都の動向や本市におけるこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、令和９年度から令和１２年度までを計画期間とする第３期調布市特別支援教育推進計画を策定します。

２　策定の目的

本計画は、「調布市教育プラン」の趣旨を踏まえ、調布市における特別支援教育の一層の充実を図るために策定するものです。

これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、共生社会の実現に向け、すべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、子ども一人一人の意思や意見を尊重しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援や合理的配慮、連続性のある多様な学びの場の充実を図り、インクルーシブ教育システムを一層推進します。

３　計画期間

令和９年度から令和１２年度までの４年間を計画期間とします。

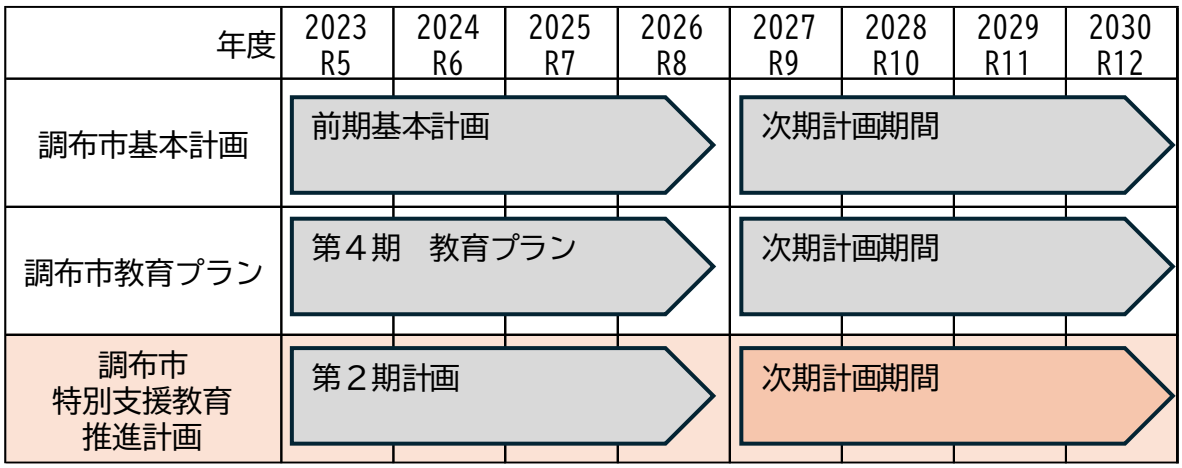
４　計画の進行管理

第３期計画に掲げる施策・主な取組については、年度ごとに取組状況を把握するとともに、成果指標の達成状況を確認・評価し、その結果を調布市特別支援教育検討委員会に報告します。

その結果を踏まえ、施策・主な取組の進捗状況や成果、課題を明らかにし、必要に応じて取組の見直しや改善を図るとともに、次年度以降の取組に反映することで、計画を着実に推進していきます。

５　各計画等との関係

本計画は、「調布市教育プラン」に基づく特別支援教育分野の個別計画として位置付けるものです。「調布市基本計画」及び「調布市教育プラン」と計画期間を合わせるとともに、関連する計画等との整合を図りながら、特別支援教育を推進していきます。



第2章　現状と課題

1　国や東京都の動向

（1）国の動向

国においては、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指すとともに、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うインクルーシブ教育システムの構築が進められています。こうした中、合理的配慮の提供や本人の意向を踏まえた支援など、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた支援の充実が求められています。

また、医療的ケア児については、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実が求められています。

ア　障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人が障害を理由として一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることなどが示されています。我が国では、これらを踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、インクルーシブ教育システムの構築が進められています。

イ　発達障害者支援法

平成１７年に施行され、 平成２８年に改正された「発達障害者支援法」では、発達障害の早期発見及び早期支援と、ライフステージを通じた切れ目のない支援の推進が定められています。学校においても、発達障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育的支援を行うとともに、保護者や関係機関と連携した支援体制の充実が求められています。

ウ　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成２８年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を通じて共生社会の実現を目指しています。

また、令和３年に成立した改正法が令和６年４月に施行され、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務となるなど、社会全体で合理的配慮の提供が一層重視されています。

学校においても、一人一人の教育的ニーズや本人の意向を踏まえ、必要な合理的配慮を提供するとともに、本人や保護者との対話を通じて、その内容について共通理解を図ることが重要です。

エ　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和３年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児とその家族への切れ目のない支援を推進することが示されています。また、学校設置者には、看護師の配置など、医療的ケア児が安心して学校生活を送るために必要な支援体制の整備が求められています。

令和８年には、成人期を含めた支援対象の拡大や支援施策、相談体制の充実等を盛り込ん

だ「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和９年４月から施行されます。

オ　第４期教育振興基本計画

令和５年に策定された「第４期教育振興基本計画」では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げています。特別支援教育においては、多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂を重視し、インクルーシブ教育システムの推進や、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実を位置付けています。

カ　こども基本法

令和５年に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として示されています。

（２）東京都の動向

東京都では、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現を目指しています。特別支援教育においては、共に学び支え合う共生社会の実現に向け、教育のインクルージョンを推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実、教員の専門性の向上、支援体制の充実などを進めています。

ア　東京都教育ビジョン（第５次）

令和６年に策定された「東京都教育ビジョン（第５次）」では、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱の一つとして掲げています。特別支援教育においては、教育のインクルージョンの推進や、連続性のある多様な学びの場の充実を重点的に図ることとしています。

イ　東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画

令和７年に策定された「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」では、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ることとしています。小・中学校における特別支援教育の充実に向け、インクルーシブ教育支援員の配置や教員の専門性向上など、インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組を進めています。

ウ　東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）

令和７年に策定された「東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）」では、障害のある子どもと障害のない子どもが共に過ごせる環境づくりを推進するとともに、インクルーシブ教育システムの整備を新たに位置付けています。

エ　東京都教育施策大綱

令和７年に策定された「東京都教育施策大綱」では、「インクルーシブな教育の推進」を重点事項として位置付け、多様な人々が共に学び、支え合う共生社会の実現を目指しています。

２　調布市の現状

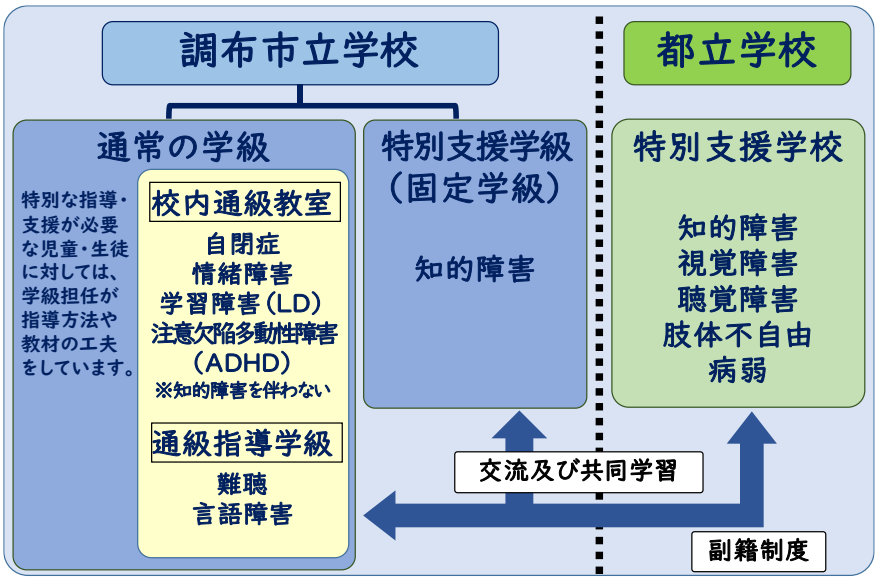
（１）調布市の特別支援教育の現状

調布市では、今後、児童生徒数の減少が見込まれる一方、特別な支援を必要とする児童生徒や、多様な学びの場を利用する児童生徒は増加傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実が一層求められています。

市内には、特別支援学級や校内通級教室、難聴・言語障害通級指導学級などで学ぶ児童生徒がおり、都立特別支援学校に在籍する児童生徒もいます。現在、特別支援学級は小学校７学級校、中学校３校に設置しており、在籍者数は令和２年度の１９０人から令和７年度には２３６人に増加しています。

また、校内通級教室を利用する児童生徒数は、小学校で７４７人、中学校で６７人となっています。こうした在籍者数や利用者数等の推移を踏まえながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を確保していくことが重要です。

特別支援教育における学びの場



調布市では児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な学びの場や必要な支援を検討するとともに、多様な学びの場の整備を進めています。

（２）第２期計画の成果と課題

第２期計画では、以下の４つの基本方針に沿って施策を推進してきました。それぞれの基本方針について、成果と課題を取りまとめました。

基本方針１　学校の組織的な体制整備・校内体制の強化
基本方針２　教員等の専門性の向上
基本方針３　保護者・地域・関係機関との連携
基本方針４　環境・体制整備

【基本方針１】　すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

【成果指標】

通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」（支援レベル２）、「通級による指導」及び「知的障害特別支援学級相当の指導」（支援レベル３）が必要な児童生徒数に対する個別指導計画の作成率（目標値１００%）

作成率の推移

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学校	８８.９%	９３.４%	９６.３%	９４.８%
中学校	６９.０%	９９.６%	１００.０%	１００.０%

■成果

○校内委員会や校内研修会への巡回教員の参画を通じて、児童生徒の状況や必要な支援について教職員が共有・検討し、必要に応じて指導主事が助言するなど、学校全体で組織的に支援を行いました。

○個別指導計画の作成率は向上し、中学校では１００%を達成するなど、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを踏まえ、必要な指導及び適切な支援につなげるための基盤づくりが進みました。

○毎月の定例校長会や副校長会等において、特別支援教育に関する情報提供等を行い、管理職の理解促進を図り、学校全体で特別支援教育を推進する体制の充実につなげました。

○指導主事等が学校を訪問し、通常の学級、特別支援学級及び校内通級教室における授業観察等を通じて、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導・助言を行いました。

○通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習について、学校や学級の実態に応じて取組を推進しました。

○校内通級教室担当教員による児童生徒の見取りや効果的な支援方法等を、校内研修等を

通じて教職員で共有し、通常の学級を含めた学校全体の指導・支援の充実を図りました。

○校内通級教室では、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導を行うとともに、年度ごとに指導目標の達成状況や指導の妥当性を評価し、指導の継続・終了について検討するなど、適切な運営に取り組みました。

■課題

◇校内委員会や巡回指導等を効果的に活用し、児童生徒一人一人の状況や必要な支援について校内で共通理解を図るとともに、教職員が専門的な人材と連携しながら支援する体制を構築する必要があります。

◇個別の教育支援計画及び個別指導計画については、作成率が向上する一方、活用状況には差がみられます。本人の思いや願いを踏まえ、保護者と情報共有しながら、実際の指導及び支援や進学時等の引継ぎに活用するなど、計画の質的向上と一層の活用促進を図る必要があります。

◇インクルーシブ教育システムの推進に向け、通常の学級、校内通級教室、特別支援学級等が連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実するとともに、障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学ぶ環境づくりを進める必要があります。

◇通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については、交流すること自体を目的とするのではなく、それぞれのねらいを明確にし、計画的・継続的に実施することが必要です。障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学び、互いの違いや多様性を理解し、認め合うことができるよう、好事例を共有しながら、交流及び共同学習の一層の充実を図る必要があります。

【基本方針２】　すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

【成果指標】

特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数　（目標全校）新規

令和７年度　特別支援学級における指導内容表の作成校数

全１０校	全員分作成	一部作成	検討中
拠点小学校	１校	６校	－
拠点中学校	－	２校	１校

■成果

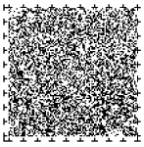
○通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員を対象として、令和７年度には年間１０回の研修を実施するなど、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図りました。

○学校に配置した特別支援教室専門員、スクールサポーター、学級支援員を対象に、児童生徒理解を図るための研修を実施しました。

○特別支援学級教員、校内通級教室の担当教員等を対象とした研修を継続的に実施し、それぞれの役割に応じた知識や指導・支援方法の習得など、教職員の専門性向上を図りました。
○特別支援教育コーディネーターを対象として、特別支援教育に関する専門的な知識や、関係機関との連携、保護者への相談対応等について研修を実施し、校内における支援体制の充実や関係機関との連絡・調整等を担うために必要な資質・能力の向上を図りました。
○デジタル機器やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進め、児童生徒の学習上の困難さや特性に応じた学習支援など、多様な学習ニーズへの対応の充実を図りました。
○情報モラルを含む情報活用能力の育成に取り組むほか、児童生徒が身に付けた情報活用能力を日常生活や卒業後の生活に生かすことができるよう、自立と社会参加を見据えた指導の充実を図りました。
○特別支援学級において、指導内容表を活用して児童生徒一人一人の学習の到達状況を把握し、小・中学校を通じた学びの連続性を意識した指導に取り組みました。
○キャリア・パスポート等を活用し、児童生徒が自らの学習状況を振り返り、今後の学習や将来について見通しをもつことができるよう、キャリア教育の充実を図りました。
○巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能を活用し、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた専門的な助言を受けるなど、専門的な人材や関係機関と連携した支援体制の充実を図りました。
○特別支援学校のセンター的機能を活用し、都立調布特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援について専門的な助言を受けるなど、各学校における指導・支援の充実を図りました。また、特別支援学校との連携を通じて、専門的な知見や関係機関等に関する情報を共有し、学校と特別支援学校等が連携して児童生徒を支援する体制の充実を図りました。

■課題

◇特別支援教育に関する教職員の専門性向上に向け、経験年数や職層、役割に応じた体系的・実践的な研修を充実するとともに、研修で得た知識や技能を日々の指導及び支援に生かす取組を一層推進する必要があります。
◇一人一人の特性や教育的ニーズに応じ、デジタルを効果的に活用した合理的配慮や学習支援の充実を図るとともに、児童生徒自身の情報活用能力を育成する必要があります。
◇将来の自立と社会参加を見据え、自分のよさや可能性、必要な支援について理解を深め、主体的に進路や生き方を考えることができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を充実する必要があります。
◇指導内容表の作成については、多くの学校で作成に着手した一方、全教科・全員分の作成には至っていないことから、各学校における教育課程や指導内容の一層の充実を図る必要があります。
◇多様な教育的ニーズに対応するため、巡回相談員による専門的な助言や特別支援学校等のセンター的機能を効果的に活用し、学校と専門家・関係機関が連携した支援体制を一層充実する必要があります。



【基本方針３】　多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

【成果指標】

目標値	就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合（小中学校ともに目標値１００%）新規
令和７年度	就学相談で、相談者に対して就学説明会の開催、動画の視聴を周知　１００%実施済み

■成果

〇教育支援コーディネーターは教育相談所や関係機関等との連携を通じて、一人一人の状況に応じた相談・支援に取り組み、本人・保護者が適切な就学先や必要な支援を検討するための情報提供の充実を図りました。また、中学校と一部の小学校を拠点校としてスクールソーシャルワーカーを全校に配置し、学校と福祉等の関係機関をつなぐ支援体制の充実を図りました。

〇就学相談の説明会や動画配信等により、特別支援教育や就学後の学び、支援等について保護者が必要な情報を早期から得ることのできる機会の充実を図りました。

〇副籍制度による交流活動や関係機関との連携を通じて、障害や特別支援教育への理解促進を図りました。また、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒の成長を支える体制の充実に取り組みました。

〇コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部との連携を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働し、児童生徒の学びや成長を支える体制づくりを進めました。

■課題

◇就学相談の件数が増加するとともに、相談内容や教育的ニーズが多様化する中、必要な情報を提供することにとどまらず、本人・保護者の意向を丁寧に把握し、必要な支援に適切につなげていくなど、相談・支援の質を一層高めていく必要があります。

◇早期からの情報提供にとどまらず、保護者が安心して相談に臨み、就学先を十分に検討し決定することができるよう、早期に相談をスタートできる体制が必要です。

◇児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、学校と福祉・医療等の関係機関との連携を図り、就学前から卒業後の生活への移行を見据えた切れ目のない支援体制を充実する必要があります。

◇副籍制度による交流活動等を通じて、障害の有無にかかわらず児童生徒が互いの違いや多様性を理解し、認め合う機会の充実を図るとともに、地域との関わりを通じて、障害や特別支援教育への理解を促進し、共生社会の実現につなげていく必要があります。

【基本方針４】　どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします
（環境・体制整備）

【成果指標】

校内通級教室に入級している児童生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童生徒の割合

令和３年度実績	目標値	令和７年度
２１．７％	２０％以上	１７．７％

■成果

〇特別支援学級支援員及びスクールサポーターの配置や特別支援教育コーディネーターの任命を通じて、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、学校全体で必要な支援を行うための人的・組織的な支援体制を整備しました。

〇特別支援学級や校内通級教室の運営の充実を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を確保するとともに、それぞれの学びの場において必要な支援を行う体制の充実を図りました。

〇特別支援学級における生命の安全教育をすべての拠点小・中学校で実施するとともに、学校施設のバリアフリー化についても、児童生徒の状況やニーズに応じて順次整備を進めました。

〇特別支援学級（知的障害）について、児童生徒の通学上の安全や負担、在籍者数の推移、地域バランス等を踏まえ、望ましい配置について検討を進めました。小学校については、北部地域の北ノ台小学校に新たに特別支援学級を設置し、身近な地域で学ぶことのできる教育環境の充実を図りました。

〇各学校の実情や児童生徒一人一人の状況に応じて、別室指導等による学習機会の確保、地域と連携した学習支援など、校内における柔軟な支援に取り組みました。また、各学校の取組事例を共有・周知することで、児童生徒が安心して学ぶことのできる環境づくりを進めました。

〇「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」を策定し、学校、保護者、医療機関等が連携し、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送るための支援体制の整備を進めました。

■課題

◇校内通級教室での指導を終了し、通常の学級のみでの支援へ移行した児童生徒の割合は１７．７％となり、目標値の２０％には達しませんでした。一方、校内通級教室による指導の終了については、一律に退級を目指すものではなく、児童生徒一人一人の教育的ニーズや指導目標の達成状況等を踏まえて判断することが重要です。今後も、個々の指導目標を明確にし、その達成状況を適切に評価しながら、一人一人の状況に応じた指導及び支援の充実を図る必要があります。

◇児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級、校内通級教室、特別支援学級等の多様な学びの場を確保するとともに、それぞれの在籍学級における学びを基盤とし

て、必要な支援や合理的配慮を受けながら安心して学ぶことができる教育環境を充実する必要があります。

◇特別支援学級（知的障害）の配置については、児童生徒の通学上の安全や負担、在籍者数の推移、地域バランス等を踏まえ、引き続き計画的な整備を進める必要があります。特に、東部地域については、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備を見据え、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた望ましい教育環境や特別支援学級の設置について検討を進める必要があります。

◇言語障害通級指導学級については、児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に円滑につなげることができるよう、相談・入級に係る環境や実施体制の充実について引き続き検討を進める必要があります。

◇施設・設備のバリアフリー化やデジタルの効果的な活用等を進め、一人一人の特性や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、すべての児童生徒が安心して学ぶことのできる教育環境を整備する必要があります。

◇「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」を踏まえ、庁内関係部署や療機関等との連携を一層強化し、安全・安心な教育環境の整備を進める必要があります。

第3章　基本理念と基本方針

１　基本理念

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育を推進してきました。

第３期計画においても、調布市の実態に応じた特別支援教育の基本理念を継承することといたしました。

その上で、子ども一人一人の意思や意見を尊重し、多様な教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援や合理的配慮の充実を図るとともに、多様な子どもたちが共に学び、互いに理解し、認め合うことのできる教育環境づくりを一層推進します。

どの子どもも十分な教育を受けることができ、

共に学び、共に生きる社会を目指し、

すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

２　基本方針について

基本理念の実現に向け、以下の４つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針１　　すべての学校で子どものためチーム学校による教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

子ども一人一人の特性や教育的ニーズ、本人の思いや願いを丁寧に把握し、教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実を図ります。

校長のリーダーシップの下、すべての教職員が連携し、個別の教育支援計画等を活用しながら、障害の有無にかかわらず多様な子どもたちが共に学び、互いを理解し認め合う、包摂的な学校づくりを進めます。

基本方針２　すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

教職員一人一人が特別支援教育に関する理解を深め、児童生徒の特性や教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うことができるよう、経験年数や職層、役割に応じた体系的・実践的な研修を充実します。また、デジタルを活用した学習支援や合理的配慮の充実を図るとともに、将来の自立と社会参加を見据え、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

基本方針３　多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

学校だけでなく、保護者・地域・医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、就学前から卒業後までを見据えて、子ども一人一人の成長を切れ目なく支えます。

また、交流及び共同学習や地域との関わりを通じて、子ども同士や周囲の人々が互いの違いや多様性を理解し、認め合う環境づくりを進めます。

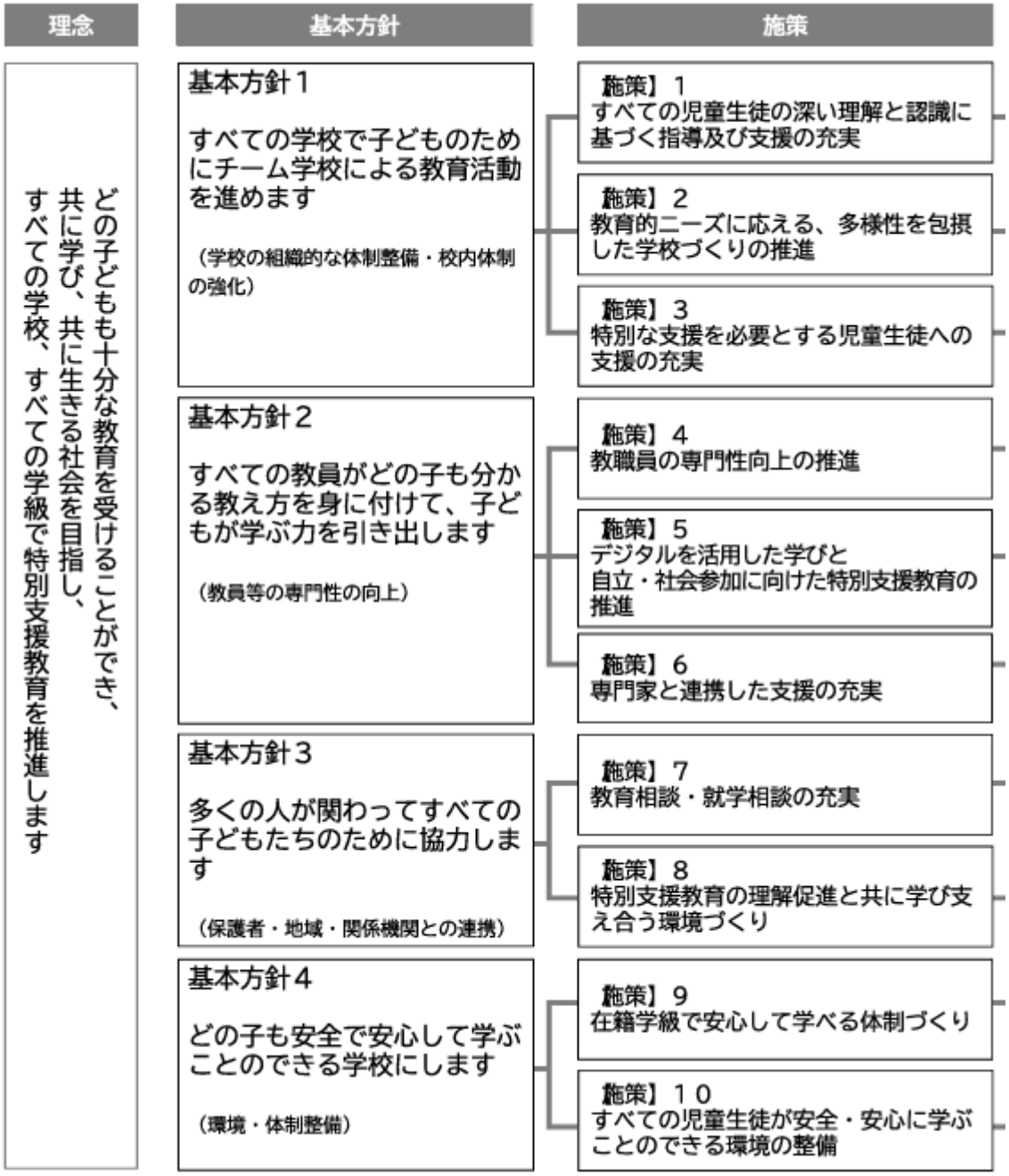
基本方針４　どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）

児童生徒一人一人の在籍学級における学びを基盤としながら、特性や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を充実するとともに、適切な指導及び必要な支援、合理的配慮を受けながら、安心して学ぶことのできる教育環境を整えます。

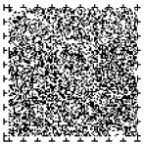
第３期計画では、支援体制や教育環境を整備すること自体を目的とするのではなく、それらの取組が、子ども一人一人の学びや安心、成長につながっているかという視点を大切にします。一人一人の意思や意見を尊重し、それぞれの教育的ニーズに応じた指導及び支援や合理的配慮を受けながら、自分らしく学び、持てる力を発揮し、将来の自立と社会参加につながる力を育むことができるよう、各施策を推進します。

第4章　施策

1　施策の体系図



主な取組	★印については新規の取組
1 通常の学級における適切な指導及び必要な支援の充実	★
2 校内委員会の更なる充実と適正な運営	
3 個別の教育支援計画及び個別指導計画の質的向上と活用促進	
4 校長・副校長への研修の実施	
5 指導主事等による学校への支援の充実	
6 多様性を前提とした授業・学習環境づくりの推進	★
7 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実	
8 校内通級教室等の運営の充実と連続性のある学びの推進	
9 通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員に対する研修充実	
10 校内通級教室(特別支援教室)専門員、スクールサポーター、特別支援学級支援員の研修充実	
11 特別支援教育コーディネーターの研修充実	
12 デジタルを活用した指導及び合理的配慮の充実	★
13 自立と社会参加を見据えた情報活用能力の育成	
14 将来の自立と社会参加を見据えたキャリア教育の充実	
15 巡回相談員派遣の継続	
16 特別支援学校のセンター的機能の活用	
17 一人一人の状況に応じた継続的な相談体制及び保護者支援の充実	★
18 就学前からの情報提供・相談支援の充実	
19 関係機関との連携、副籍制度による交流活動の推進	
20 コミュニティ・スクールや地域学校協働本部との連携	
21 特別支援学級支援員・スクールサポーターの配置、特別支援教育コーディネーターの任命	
22 神経発達症（発達障害）のある児童生徒への環境・体制整備	
23 特別支援学級（知的障害）の計画的な整備	★
24 難聴・言語障害通級指導学級の環境・体制整備	
25 校内での柔軟な対応の取組事例の周知	
26 バリアフリーの整備	
27 医療的ケア児への対応	



2　各施策について

（1）基本方針１　すべての学校で子どものためにチーム学校による教育活動を進めます
（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害特別支援学級相当の指導」が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《令和7年度実績》 小学校　94.8% 中学校　100.0%	小学校　100.0% 中学校　100.0%

施策１　すべての児童生徒の深い理解と認識に基づく指導及び支援の充実

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズ、本人の思いや願いを踏まえ、通常の学級を含むすべての学びの場において、適切な指導や必要な支援を行います。また、校内委員会や個別の教育支援計画等を活用し、学校全体で組織的・継続的な支援を進めます。本人の意思や意見を踏まえて計画を作成・活用することで、児童生徒が必要な支援を受けながら、持てる力を発揮して学ぶことができるようにします。

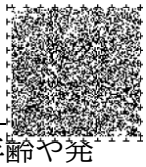
主な取組

● 通常の学級における適切な指導及び必要な支援の充実 ★

・通常の学級において、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難さに応じた適切な指導や必要な支援を行うとともに、合理的配慮を提供します。
・すべての教員が特別支援教育の視点をもち、児童生徒一人一人が安心して学ぶことのできる学級づくりを進めます。

● 校内委員会の更なる充実と適正な運営

・特別な支援を必要とする児童生徒について、それぞれの特性や教育的ニーズに応じた指導及び支援を検討し、校内で共通理解を図るため、校長のリーダーシップの下、校内委員会の機能の充実を図ります。
・校内通級教室の巡回校においては、巡回教員等の専門性を活用し、学級担任等と連携しながら、学校全体で必要な支援につなげます。



● 個別の教育支援計画及び個別指導計画の質的向上と活用促進

・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成・見直しに当たっては、児童生徒の年齢や発達の程度に応じて、本人の意思や意見を丁寧に把握し、本人の思いや願いを踏まえながら、保護者と支援の目標や内容について共通理解を図ります。
・個別の教育支援計画を活用し、必要に応じて関係機関との情報共有や連携を図ります。
・計画を作成することにとどまらず、日常の指導及び支援や進学時等の引継ぎに活用するとともに、児童生徒の状況や目標の達成状況等を踏まえて適切に見直し、継続的な支援につなげます。

施策２　教育的ニーズに応える、多様性を包摂した学校づくりの推進

すべての教員が特別支援教育の視点をもち、児童生徒一人一人の違いや多様性を前提として、それぞれの教育的ニーズを踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

また、特別な支援を必要とする児童生徒への個別の配慮や支援を充実するとともに、多様な児童生徒が共に学ぶことを基本として、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりや、安心して過ごし、学ぶことのできる学級・学習環境づくりを進めます。児童生徒一人一人の違いや多様性を前提とした授業・学習環境づくりを進め、多様な児童生徒が互いの違いを理解し、認め合いながら、共に学ぶことができる学校を目指します。

主な取組

● 校長・副校長への研修の実施

・小・中学校全校で特別支援教育を組織的に推進していくために、教育委員会が主体となって、校長・副校長を対象にした研修を実施し、特別支援教育への理解を深めるとともに、管理職のリーダーシップの下、学校全体で組織的に特別支援教育を推進する体制づくりを構築します。

● 指導主事等による学校への支援の充実

・指導主事が各学校を定期的に訪問し、通常の学級や特別支援学級及び校内通級教室の指導内容や指導方法について、授業観察等を通じて指導・助言するとともに、学校からの要望に応じて特別支援教育に係る相談にも様々な機会を捉えて対応します。
・各学校における児童生徒やその保護者からの相談内容やニーズに応じ、指導主事が情報提供や指導・助言を行い、学校における適切な支援につなげます。

● 多様性を前提とした授業・学習環境づくりの推進

・すべての児童生徒にとって分かりやすく、参加しやすい授業づくりや、安心して過ごすことのできる学級・学習環境づくりを推進します。

施策３　特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実

通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習は、児童生徒が互いの違いや多様性を理解し、認め合いながら共に学ぶ大切な機会です。交流及び共同学習を通して、児童生徒が互いの違いやよさを理解し、共に学ぶ経験を重ねることができるようにします。

また、特別な支援を必要とする児童生徒が、それぞれの学びの場で適切な指導及び必要な支援を受けられるよう、校内通級教室と在籍学級等が連携し、学校全体で支援の充実を図ります。校内通級教室で児童生徒が身に付けた力を在籍学級での学びにつなげるとともに、効果的な支援方法を共有し、児童生徒が必要な支援を受けながら安心して学ぶことができるようにします。

主な取組

● 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実

・交流及び共同学習を通じて、児童生徒が互いの違いや多様性を理解し、認め合いながら共に学ぶことができるよう、交流の機会だけでなく学びの質を重視した取組を推進します。
・通常の学級と特別支援学級が連携して年間指導計画を検討し、それぞれの学習のねらいを踏まえた交流及び共同学習の充実を図ります。

● 校内通級教室の運営の充実と連続性のある学びの推進

・校内通級教室では、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導を行うとともに、個々の指導目標とその達成状況を適切に評価し、指導の継続や終了について検討します。
・校内通級教室での指導内容や効果的な支援方法を在籍学級の担任等と共有し、在籍学級での学びや支援につなげることで、連続性のある学びを推進します。
・校内通級教室の拠点校を増設し、巡回教員と在籍学級の担任等との連携強化を図り、児童生徒一人一人に対する指導及び支援の充実につなげます。

写真

小学校校内通級教室　個別指導場面

写真

小学校校内通級教室　小集団指導場面

写真

中学校校内通級教室　個別指導場面

（２）基本方針２　すべての教員がどの子もわかる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します
（教員等の専門性の向上）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数	《令和7年度実績》 小学校　全員分1校 一部6校 中学校　一部2校	小学校　全教科（6 校） 中学校　全教科（3 校）

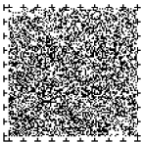
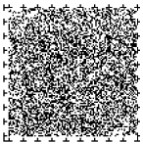
施策４　教職員の専門性向上の推進

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、教職員等がそれぞれの職層や役割に応じて、特別支援教育に関する専門性を高めることが重要です。体系的・実践的な研修の充実を図るとともに、研修等で身に付けた知識や技能を日々の指導及び支援や校内での連携に生かす取組を進めます。

主な取組

● 通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員に対する研修充実

・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員が、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを理解し、適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、教職の役割に応じた体系的な研修を実施します。
・研修で得た知識や技能を日々の指導及び・支援に生かすことができるよう、実践的な研修内容の充実を図るとともに、研修成果を校内で共有し、学校全体の指導・支援の充実につなげます。

● 校内通級教室（特別支援教室）専門員、スクールサポーター、特別支援学級支援員の研修充実

・校内通級教室（特別支援教室）専門員については、その役割や業務内容、校内通級教室の巡回校と拠点校の役割の違い等について理解を深めることができるよう、具体的な事例を取り上げ、意見交換を交えた実践的な研修を実施します。
・スクールサポーターや特別支援学級支援員については、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを理解し、適切な支援を行うことができるよう、障害の特性や児童生徒理解、支援方法、保護者との連携等に関する研修の充実を図ります。

● 特別支援教育コーディネーターの研修充実

・特別支援教育コーディネーターが、校内における特別支援教育推進の中核として、校内における支援の調整や保護者との相談・連携、関係機関との連携など、その役割を十分に果たすことができるよう、特別支援教育に関する専門的な知識や具体的な支援方法等について研修を実施し、専門性の向上と校内におけるコーディネート機能の充実を図ります。

施策5　デジタルを活用した学びと自立･社会参加に向けた特別支援教育の推進

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、デジタルを効果的に活用し、学習上の困難さを軽減するとともに、一人一人に合った学びの充実を図ります。

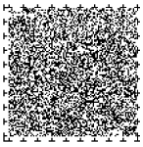
また、一人一人が自分に合った方法で学ぶことができるよう、児童生徒自身が必要なデジタル機器や機能を選択･活用し、学習上の困難さを軽減できる力を育みます。

さらに、児童生徒が自分のよさや可能性、必要な支援について理解を深め、将来の自立と社会参加に向けて主体的に進路や生き方を考えることができるよう発達の段階に応じた取組を進めます。

主な取組

● デジタルを活用した指導及び合理的配慮の充実

・児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、一人 1 台端末やデジタル教科書等を効果的に活用した指導の充実を図るとともに、マルチメディアデイジー教科書等を活用し、読み書きなどの学習上の困難さの軽減を図ります。
・児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するため、デジタル機器やその機能を効果的に活用するとともに、効果的な活用事例を共有し、教員のデジタルを活用した指導力の向上を図ります。



● 自立と社会参加を見据えた情報活用能力の育成

・児童生徒が自分に合った学習方法や必要な支援について理解し、デジタル機器や機能を自ら選択・活用する力を育成します。
・視覚的な教材や家庭・地域との連携により、児童生徒一人一人の障害の特性や発達の段階、理解の状況等に応じて、具体的な事例や分かりやすい教材を活用しながら、情報モラル教育を進め、デジタルを安全かつ適切に活用する力を育成します。

● 将来の自立と社会参加を見据えたキャリア教育の充実

・児童生徒が発達の段階に応じて、自分のよさや得意なこと、必要な支援等について理解を深め、将来の生活や進路を主体的に考えることができるよう、発達の段階に応じ、中学校卒業後を見据えたキャリア教育の充実を図ります。
・家庭や関係機関等と連携しながら、様々な学習や体験の機会を通して、児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、将来の自立と社会参加につながる力を育みます。

施策6　専門家と連携した支援の充実

児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援につなげるため、巡回相談員や特別支援学校等の専門性を活用し、学校への専門的な助言を行います。また、必要に応じて関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を生かした支援につなげます。

主な取組

● 巡回相談員派遣の継続

・教育委員会が派遣する巡回相談員は、特別な支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、適切な支援につながるよう見立てを行い、教員への指導・支援に関する助言や、保護者との面談・相談に立ち会い、専門的な見地から助言を行います。
・巡回相談員の専門性を生かした効果的な活用について学校への周知を図ります。
・巡回相談員の連絡会を実施し、学校現場における支援事例や効果的な取組について情報共有・情報交換を行うことで、巡回相談の充実を図ります。

● 特別支援学校のセンター的機能の活用

・特別支援学校が有する専門性や知見を活用し、市立小・中学校との連携を通して、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実を図ります。
・児童生徒への指導及び支援の方法や学習環境の工夫等について専門的な助言を受け、教職員の専門性の向上や校内支援体制の充実につなげます。

（3）基本方針３　多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合	《令和7年度実績》 小学校　100％ 中学校　100％	小学校　100.0％ 中学校　100.0％

施策７　教育相談・就学相談の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズや本人、保護者の意向を丁寧に把握し、安心して相談できる体制を整えるとともに、学校や関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援につなげます。

また、就学前から卒業後までを見据えた切れ目のない相談・支援の充実を図ります。

主な取組

● 一人一人の状況に応じた継続的な相談体制及び保護者支援の充実

・教育相談・就学相談における相談内容や支援ニーズが複雑化・多様化する中、相談者が安心して相談できるよう、一人一人の状況や教育的ニーズ、相談者の意向を丁寧に把握し、継続的な相談・支援を行います。

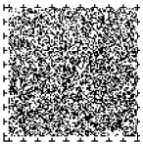
・学校や教育相談所、スクールソーシャルワーカー等が必要な情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援につなげます。

●就学前からの情報提供・相談支援の充実

・子ども発達センターや子ども家庭センター、保育・幼児教育に関わる関係機関等と連携し、就学前から保護者への情報提供や相談支援を行います。

・５歳児健診等を通じて把握された子どもの状況について、関係部署・関係機関と必要な情報共有や連携を図り、必要に応じて就学相談や支援につなげ、学校生活への円滑な接続を図ります。

・就学相談の説明会、市ホームページへの動画配信、早期からの個別相談等、様々な機会を捉えて必要な情報を分かりやすく提供し、保護者が子どもの教育的ニーズや本人の意向を踏まえながら、就学について考えることができるよう支援します。就学前から卒業後までを見通した特別支援教育を推進します。



施策8　特別支援教育の理解促進と共に学び支え合う環境づくり

特別支援教育への理解を広げるとともに、学校・家庭・地域が連携し、多様な子どもたちの学びと成長を共に支える環境づくりを進めます。

また、副籍制度による交流活動や、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部等との連携を通じて、障害や特別支援教育への理解を深め、学校・家庭・地域における特別支援教育への理解を促進し、すべての児童生徒が共に学び、共に生きる地域社会の実現につなげます。

主な取組

● 関係機関との連携、副籍制度による交流活動の推進

・保護者、学校、福祉等の関係機関等が連携し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた状況に応じた丁寧な情報共有を行うとともに、就学前から卒業後までの支援につなげます。
・副籍制度による交流活動を通じて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学び、交流する機会を位置付け、互いの違いや多様性を理解し、認め合う機会の充実を図ります。

● コミュニティ・スクールや地域学校協働本部との連携

・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部との連携を通じて、地域や保護者への特別支援教育の理解を促進するとともに、障害の有無にかかわらず、児童生徒が地域との交流や地域の活動に参加する機会の充実を図り、地域とのつながりを深めることのできる取組を推進します。

（4）基本方針４　どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合	《令和7年度実績》 17.7%	20%以上

※指標は、東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金交付要綱に定める退室率（校内通級教室に係る4月1日付認証（又は4月７日付認証）の小学校1年生から中学校2年生までの児童・生徒のうち、次年度、認証児童・生徒にならなかった児童・生徒の割合）。当該年度の次年度に算出される。

施策９　在籍学級で安心して学べる体制づくり

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、通常の学級、校内通級教室、特別支援学級等の多様な学びの場を確保するとともに、それぞれの在籍学級における学びを基盤として、適切な指導、必要な支援や合理的配慮を受けながら、安心して学ぶことのできる教育環境の充実を図ります。

また、校内の様々な人材や学びの場との連携、人的支援の充実や校内支援体制の強化を通して、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを支えます。

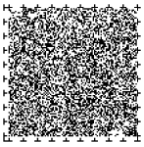
主な取組

● 特別支援学級支援員及びスクールサポーターの配置、特別支援教育コーディネーターの任命

・特別支援学級支援員、スクールサポーター、エデュケーション・アシスタント等を学校の実態や児童生徒の教育的ニーズに応じて配置するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、それぞれの役割や専門性を生かしながら、学校全体で支援する体制の充実を図ります。

● 神経発達症（発達障害）のある児童生徒への環境・支援体制の充実

・通常の学級において、障害の診断の有無にかかわらず、学習面や生活面等で特別な支援を必要とする児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援や合理的配慮を受けながら安心して学ぶことができるよう、学習環境の工夫等、校内支援体制の充実を図ります。また、中学校で校内通級教室を利用する生徒数が増加していることから、よりきめ細かな指導体制を整備し、組織的な運営体制の充実を図るため、校内通級教室の拠点校の増設を検討します。



● 特別支援学級（知的障害）の計画的な整備

・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を確保するため、地域ごとの児童生徒数や特別支援学級の在籍状況、今後の学校施設の整備状況等を踏まえ、特別支援学級の計画的な整備を進めます。
・現在整備中の若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に合わせ、新たな小・中学校の特別支援学級（知的障害）の設置に向けて取り組みます。

● 難聴・言語障害通級指導学級の環境・体制整備

・きこえや言葉に関する困難さのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、難聴・言語障害通級指導学級の環境や体制整備について検討を進めます。
・入級希望者数の増加等を踏まえ、相談から指導開始までの期間の短縮や、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に向け、相談・指導体制や学級運営の在り方について検討します。

● 校内での柔軟な対応の取組事例の周知

・障害や発達上の特性等による学習上・生活上の困難さのある児童生徒が、一人一人の教育的ニーズや状況に応じて安心して学ぶことができるよう、スクールサポーターなどの人的支援の活用、デジタルを活用した学習支援、学習環境の工夫など、各学校の好事例を共有します。各学校がこれらの事例を参考に、それぞれの実情に応じた工夫を行うことで、児童生徒の学びの機会の確保につなげます。

施策１０　すべての児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる環境の整備

すべての児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の状況に応じた施設･設備の整備を進めます。また、医療的ケアを必要とする児童生徒について、学校、保護者、医療機関等が連携し、安全に学校生活を送ることができる環境･体制の充実を図ります。

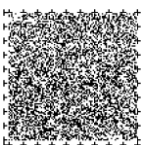
主な取組

● バリアフリーの整備

・様々な障害のある児童生徒の合理的配慮につながるバリアフリー化について調査し、学校の現状に見合った整備の検討を進めていきます。

● 医療的ケア児への対応

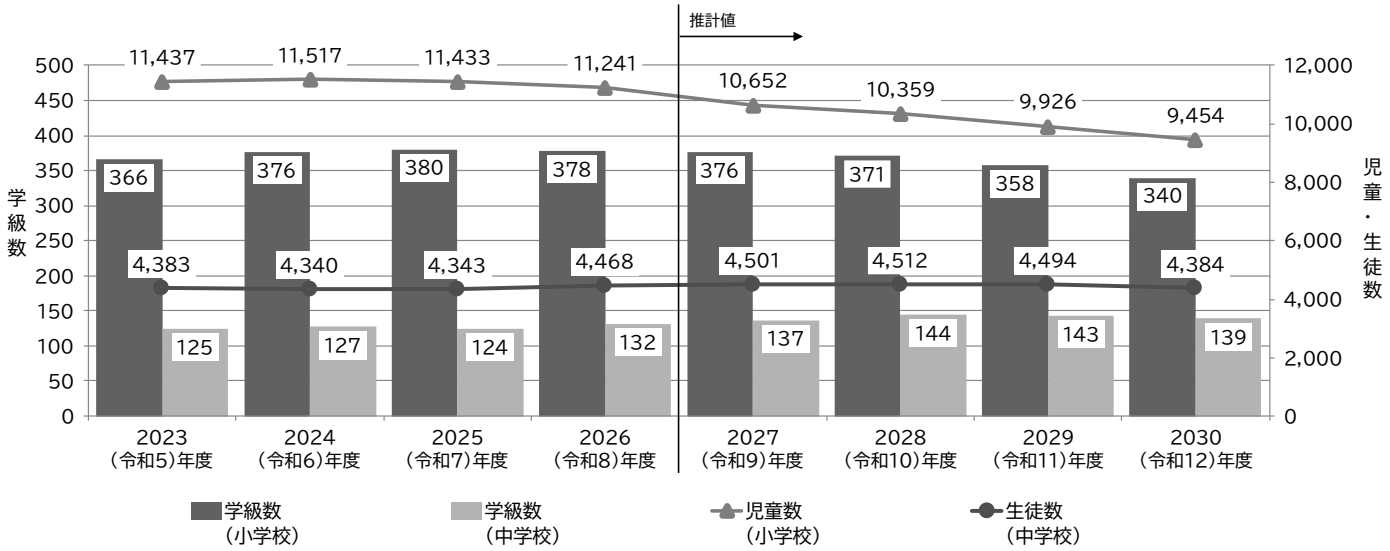
・医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、学校、保護者、主治医、学校医等の関係者が連携し、一人一人の状況に応じた支援体制を整備します。また、「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」を適切に運用するとともに、必要に応じて見直しを行い、安全で継続的な支援の充実を図ります。



資 料 編

1　調布市の特別支援教育を取り巻く動向

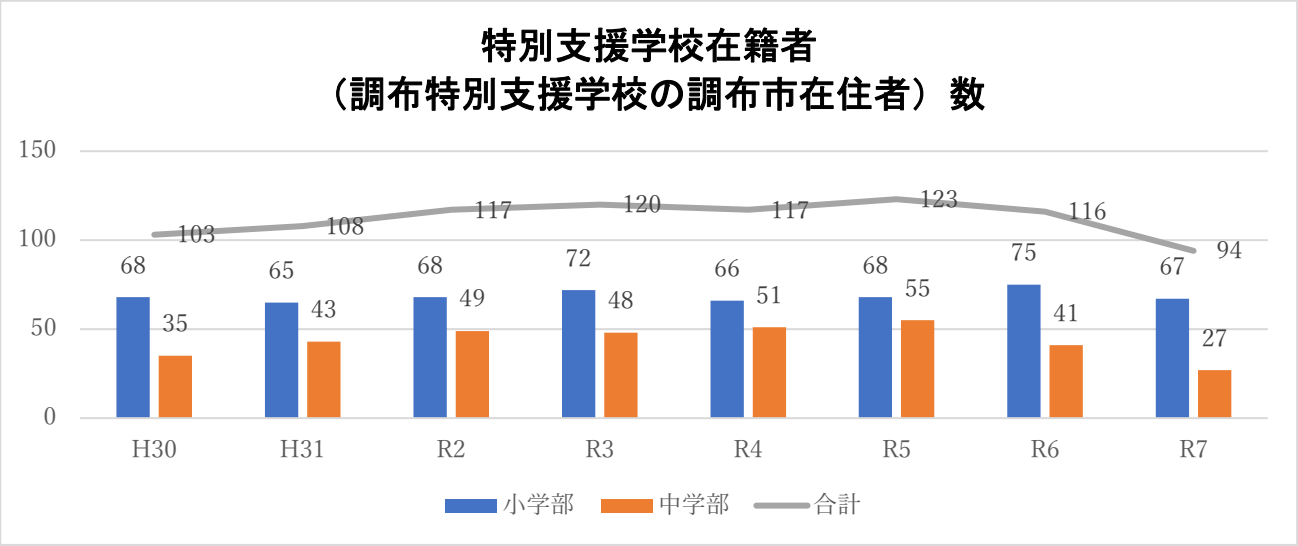
（1）児童・生徒数、学級数の推計



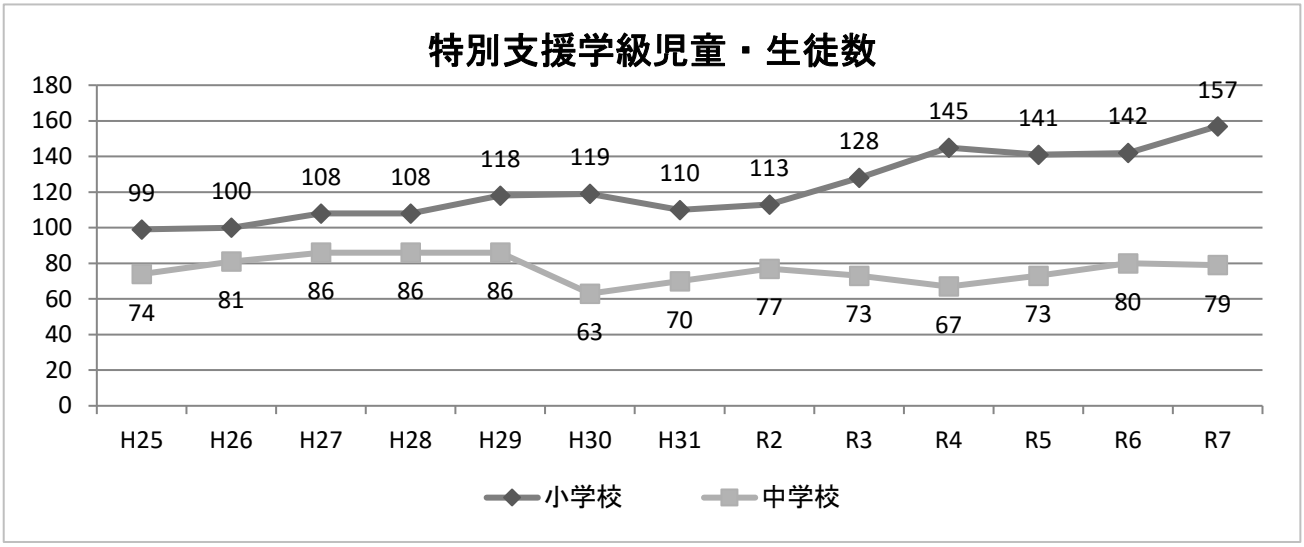
出典：学務課

（2）特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

令和７年度までの調布市在住の特別支援学校在籍者数（令和７年４月１日現在）

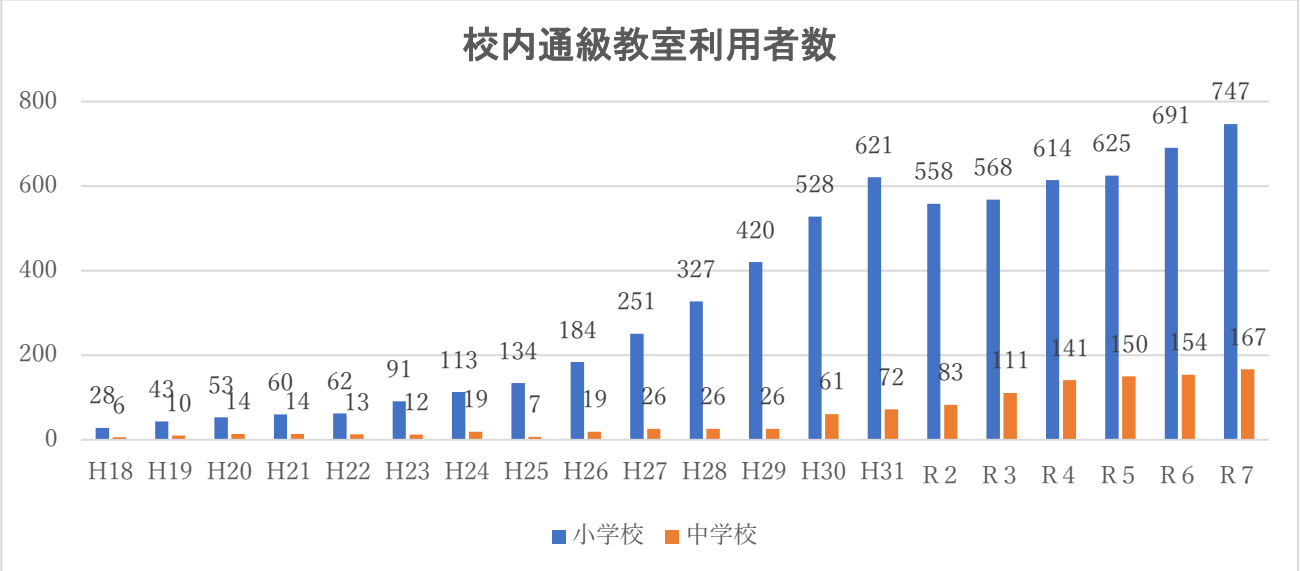


令和７年度までの特別支援学級児童・生徒数の推移（令和７年４月１日現在）



(3)校内通級教室利用者数の推移

令和７年度までの校内通級教室の利用者数の推移



2　特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ

時期	国	東京都	調布市
平成 16（2004）年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 策定	
平成 19（2007）年4月	特別支援教育の本格的実施（平成 18 年3月学校教育法等改正） ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校における特別支援教育 等		調布市基本計画（平成 19～24 年度） 策定
平成 19（2007）年9月	「障害者の権利に関する条約」の署名		
平成 19（2007）年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画 策定	
平成 22（2010）年3月			調布市教育プラン 策定
平成 22（2010）年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画 策定	
平成 23（2011）年8月	改正障害者基本法施行 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進 等		
平成 24（2012）年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） ・就学相談・就学先決定の在り方・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進 ・教職員の専門性向上 等		
平成 25（2013）年3月			調布市基本計画（平成 25～30 年度） 策定 調布市特別支援教育全体計画 策定
平成 25（2013）年9月	就学制度改正（平成 25 年8月学校教育法施行令改正） ・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度 等		
平成 26（2014）年1月	障害者権利条約批准 ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供 等		
平成 27（2015）年3月			調布市修正基本計画（平成 27～30 年度） 策定 第2期教育プラン 策定
平成 28（2016）年2月		東京都発達障害教育推進計画 策定	
平成 28（2016）年3月			調布市特別支援教育全体計画【改定版】 策定

時期	国	東京都	調布市
平成 28（2016）年4月	障害者差別解消法施行（平成 25 年6月制定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供　等		
平成 28（2016）年6月	改正児童福祉法施行（公布日施行） ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進		
平成 28（2016）年8月	改正発達障害者支援法施行（平成 28 年6月改正） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成の推進　等		
平成 29（2017）年2月		東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画　策定	
平成 29（2017）年4月	新学習指導要領公示 通級による指導の教員定数の基礎定数化（平成 29 年 3 月　義務標準法改正）		
平成 30（2018）年8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学教法施行規則改正。公布日施行）		
平成 31（2019）年3月			調布市基本計画（令和元～4 年度）　策定 第3期教育プラン　策定 調布市特別支援教育推進計画　策定
令和元（2019）年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置		
令和3（2021）年1月	「令和の日本型学校教育の構築を目指して」中央教育審議会答申 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告		
令和3（2021）年4月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律施行（令和 2 年 5 月改正） ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大（公立小・中学校を追加）　等		
令和3（2021）年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月 18 日号外法律第 81 号）施行		
令和4（2022）年3月		東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画　策定	
令和4（2022）年9月	国連障害者権利委員会　障害者権利条約対日審査総括所見公表		
令和4（2022）年12月	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果公表		
令和5（2023）年2月			第4期教育プラン　策定 第2期調布市特別支援教育推進計画　策定
令和5（2023）年 4 月	「こども基本法」施行		
令和 7（2025）年 3 月		東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画　策定	
令和8（2026）年8月	「改正医療的ケア児支援法」成立		

３　第３期計画の策定経緯

（１）調布市特別支援教育検討委員会の開催

〇開催経過

回	開催日	議　事
第１回	令和８年７月１５日（水）	１　教育委員会あいさつ ２　委員紹介 ３　委員長・副委員長の選任 ４　事務局説明 ５　質疑、意見交換等 ６　次回日程等
第２回	令和８年９月９日（水）	１　事務局説明 ２　質疑、意見交換等 ３　次回日程等
第３回	令和９年●月●日（●）	１　事務局説明 ２　質疑、意見交換等 ３　その他事務連絡等
第４回	令和１０年●月●日（●）	

○調布市特別支援教育検討委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分	
1	半澤　嘉博　◎	学識経験	東京家政大学　児童学部　初等教育学科　特任教授
2	石井　敏夫	医師	いしいこどもクリニック
3	進藤　美左	市民	ＮＰＯ法人調布心身障害児・者親の会
4	鈴木　さくら		市民委員
5	中村　由美子	特別支援学校	東京都立調布特別支援学校長
6	泉　愼一		東京都立府中けやきの森学園校長
7	小俣　弘子	小学校中学校	調布市特別支援学級設置校長会 富士見台小学校長
8	生野　まゆみ		調布市特別支援学級設置校長会 調布中学校長
9	小鍛冶　誠一	教育委員会	教育部指導室長
10	吉本　裕子　○		教育部指導室教育支援コーディネーター
11	福島　靖		教育部指導室教育相談心理職専門員
12	米倉　勝利	市長部局	子ども生活部子ども家庭センター長
13	田中　郁子		福祉健康部障害福祉課長
14	柴田　美保子		福祉健康部障害福祉課子ども発達センター長
事務局		教育部指導室 指導室教育支援担当課長兼教育相談所長　山崎　亜子 教育部指導室教育支援担当主幹　海馬澤　一人 教育部指導室副主幹　原田　勝 教育部指導室　教育支援係長　森　ゆかり 教育部指導室　教育支援担当　指導主事　本地　由佳 教育部指導室　教育支援係　主査　武井　徹 教育部指導室　教育支援係　主事　戸田　英輝	

◎は委員長、○は副委員長

４　用語集

【あ行】

医療的ケア児（●頁）

人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする児童のこと。（胃ろうは、経管栄養のやり方の一つなので、経管栄養と分けて示す必要がない。）

インクルーシブ教育システム（●頁）

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指すとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、連続性のある多様な学びの場を整備する教育の仕組み。

エデュケーション・アシスタント（●頁）

小学校第１学年から第３学年までにおいて、学級担任を補佐し、副担任相当の業務を担うスタッフのこと。児童一人一人に合わせた学習のサポートや、登下校時・休み時間の見守り、授業補助・教材の準備などを行い、児童が安心して学校生活を送ることができるよう支援を行う。

【か行】

ＧＩＧＡスクール構想（●頁）

国の構想で、全国一律のＩＣＴ環境と、１人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現することを掲げている。

キャリア教育（●頁）

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく教育と言われ、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援を進める特別支援教育にとって、必要不可欠なもの。

キャリア・パスポート（●頁）

児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について記入し、記録を保管するもの。

教育的ニーズ（●頁）

児童生徒一人一人について、障害の状態や特性、心身の発達の段階、学習上又は生活上の困難、本人・保護者の意向等を踏まえ、教育を受ける上で必要となる指導内容や支援内容を整理したもの。

言語障害通級指導学級（●頁）

言語障害の程度が比較的軽度の者に対して、 各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、一部障害に応じた特別な指導を通級による指導にて行う。

言語聴覚士（●頁）

児童生徒が最大限の機能回復・獲得と活動レベルの向上を得て、自分らしい生活が構築できるよう言語・コミュニケーション及び摂食嚥下の観点から支援する専門職。

校内委員会（●頁）

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。

校内通級教室（●頁）

東京都における「特別支援教室」の調布市での呼称。通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、情緒障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒を対象とし、在籍学級での学習を基本としながら、障害の状態や教育的ニーズに応じて、在籍校で特別な指導を受けるための教室。担当教員が拠点校から各校を巡回して指導を行う。

校内通級教室拠点校・巡回校（●頁）

調布市では、市立小・中学校全校に校内通級教室を設置し、学習上・生活上の困難の改善・克服に向けた指導を行っている。校内通級教室の担当教員が在籍する学校を「拠点校」、担当教員が拠点校から巡回して指導を行う学校を「巡回校」としている。

合理的配慮（●頁）

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができる機会を確保するため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、学校等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。本人・保護者と学校が話し合い、教育上の必要性や学校の体制等を踏まえながら、個別に内容を検討・決定する。

交流及び共同学習（●頁）

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」としている。

５歳児健診（●頁）

５歳頃の子どもを対象に、身体の発育状況や心身の健康状態、発達の状況等を確認し、必要に応じて相談や支援につなげるために行う健康診査のこと。子どもの特性や困りごとを早期に把握し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して、就学に向けた切れ目のない支援につなげることが期待されている。

個別指導計画（●頁）

個別の支援が必要な児童生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。

個別の教育支援計画（●頁）

障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成された計画書のこと。

コミュニティ・スクール（●頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進めることを目的としている。

【さ行】

作業療法士（●頁）

児童生徒の基本的動作能力（運動や感覚・知覚、心肺や精神・認知機能などの心身機能）、応用動作能力（食事やトイレ、家事などの日常で必要となる活動）、社会的適応能力（地域活動への参加、就学・就労など）また、環境（人為的環境、物理的環境、社会的環境）の調整や、社会資源や諸制度の活用の促進なども含めて、その人らしい「作業」（行動）の獲得をサポートする専門職。

巡回相談員（●頁）

市立小・中学校を巡回して児童生徒の行動観察等を行い、教員への指導上の助言や保護者との面接・相談等を行う。医師・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・臨床心理士・臨床発達心理士・公認心理師・学校心理士・特別支援教育士の資格を有する相談員（複数資格保有者有）で構成している。

情報活用能力（●頁）

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な能力。学校教育では、情報手段を適切かつ主体的・積極的に活用する学習活動の充実などを通じて育成することとされている。

情報モラル（●頁）

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

スクールサポーター（●頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

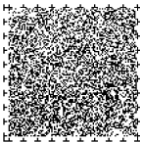
スクールソーシャルワーカー（●頁）

児童生徒が抱える生活上の困難や課題について、福祉の専門的な知識・技術を用いて支援する専門職のこと。児童生徒が置かれた家庭や学校、地域等の環境に働きかけるとともに、学校と福祉・医療等の関係機関との連携・調整を行い、児童生徒や保護者を支援する。

【た行】

地域学校協働本部（●頁）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の



「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが、「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

チーム学校（●頁）

教員だけでなく、事務職員や心理・福祉等の専門スタッフなど、多様な人材がそれぞれの専門性を生かし、連携・分担して児童生徒を支える学校の体制です。校長のリーダーシップのもと、学校のマネジメント機能を強化し、学校全体の教育力・組織力を高めることで、児童生徒一人一人の状況に応じた教育の充実を図る。

デジタル教科書（●頁）

紙の教科書と同一の内容をデジタル化し、パソコンやタブレット端末等で使用する教材のこと。文字の拡大や色の変更、音声読み上げ等の機能を活用することにより、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた学習を支援することができる。

特別支援学級（●頁）

小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級。調布市においては、知的障害特別支援学級を設置している。

特別支援学級支援員（●頁）

特別支援学級において、身辺の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導、学習・集団行動・登下校時等の指導、遠足・移動教室・修学旅行等の校外指導など、特別支援学級の担任の補助や支援を行う。

特別支援学校のセンター的機能（●頁）

特別支援学校が、地域の特別支援教育の推進・充実に向けて、必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第７４条では、「特別支援学校においては、（略）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第８１条第１項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と定義されている。

特別支援教育（●頁）

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育。発達障害のある児童生徒を含め、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校で実施される。

特別支援教育コーディネーター（●頁）

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。各学校において校長が指名する。

校内通級教室（特別支援教室）専門員（●頁）

校内通級教室の教員や臨床発達心理士等の巡回日の連絡・調整、児童生徒の行動観察等、校内通級教室の教員と連携して校内通級教室の円滑な運営に必要な業務を行う。

【は行】

発達障害（●頁）

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー（●頁）

高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。

副籍制度による交流活動（●頁）

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るための交流。直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）と間接交流（学校・学年・学級だよりの交換等）がある。

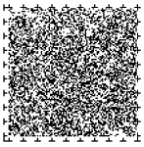
放課後等デイサービス（●頁）

児童福祉法第６条の２の２第４項により、「学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」と定義されている。

【ま行】

マルチメディアデイジー教科書

教科書の文章や画像をデジタル化し、文字を音声で読み上げるとともに、読み上げている箇所を画面上で表示することができる教材。文字の大きさや色、背景色等を変更することもでき、読み書きに困難さのある児童生徒の学習を支援するために活用される。公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会により提供されており、本市では、保護者からの申請について校内委員会で確認した上で、教育委員会が一括して利用申請を行っている。



刊行物番号

第３期調布市特別支援教育推進計画

発行日　　令和８年２●月

発　行　　調布市教育委員会

編　集　　調布市教育委員会教育部指導室
〒１８２-００２６　東京都調布市小島町２－３６－１
電話　０４２-４８１-７５８５

